

議案第 5 3 号

関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部  
改正について

関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改  
正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 6 月 5 日提出

関市長 山 下 清 司

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、この条例を  
定めようとする。

関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部  
を改正する条例

(関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改  
正)

第1条 関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成  
26年関市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同条第10項第2号」の次に「若しくは第3号」を加える。

第6条第1項中「事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事  
業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下  
「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2  
号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「家庭的保育事業者等」の次に  
「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同  
じ。）」を加え、同条第7項中「のものに限る。）」の次に「又は満3歳以上  
限定小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の次に「又は事業所」を  
加える。

第13条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する  
法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置  
者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措  
置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象  
性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴  
力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従  
事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉  
鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事  
実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要  
な措置を講じなければならない。

第18条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者  
にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第29条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用す

る第28条第5号」と」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第6条中「家庭的保育事業等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

附則第9条中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、」を削り、「第29条第3項」及び「第44条第3項」の次に「若しくは第4項」を加え、「保育士の数（」を削り、「適用がない」の次に「もの」を加え、「ものをいう。）」を「保育士の数」に改める。

（関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年関市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「改正後の関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「新条例」という。）」を、「規定」の次に「（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加え、同項の次に次の1項を加える。

3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、新条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中関市家庭的保育事業等

の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。